

○南会津町林産業雇用促進事業補助金交付要綱

令和4年4月1日
告示第21号

(目的)

第1条 森林及び林業・木材産業（以下「林産業」という。）に従事する次世代の人材の雇用を促進し、林業成長産業化を推進することを目的として、南会津町補助金等の交付等に関する規則（平成18年南会津町規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 林業事業体 町内に事業所を置き、別表に掲げる業種の個人事業者及び法人をいう。
- (2) 技術職員 林業事業体において、別表に掲げる説明にある作業に専ら従事する者をいう。

(補助対象者)

第3条 南会津町林産業雇用促進事業（以下「雇用促進事業」という。）の補助金は、技術職員を新たに雇用した林業事業体で、次の各号のいずれにも該当する林業事業体に交付する。

- (1) 町税の滞納がないこと。
- (2) 新たに雇用した技術職員（以下「新規雇用者」という。）の契約期間に定めがなく、おおむね3年以上の雇用が見込まれ、かつ、週36時間以上の勤務であること。
- (3) 新規雇用者が町内に住所を有し、雇用開始日の年齢が60歳以下であること。
- (4) 新規雇用者が補助金の申請日までに健康保険、厚生年金、雇用保険及び退職金共済制度へ加入していること。
- (5) 新規雇用者が同一の林業団体において過去に1年間以上の雇用履歴がある者でないこと。
- (6) 過去に同一の新規雇用者で南会津町グリーンワーカー支援事業、南会津町林産業人材育成支援事業及び雇用促進事業の補助金の交付又は交付決定を受けていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律に該当しないこと。

(補助金の額及び交付対象期間)

第4条 補助金の額及び交付対象期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の額は、1月当たり8万円とする。

- (2) 交付対象期間は、新規雇用者の年齢が雇用開始日に45歳以下の場合は補助金決定日の属する月から24月とし、新規雇用者の年齢が雇用開始日に46歳から60歳以下の場合は補助金決定日の属する月から12月とする。
- (3) 交付対象期間が複数の会計年度である場合は、会計年度ごとに交付申請を行うものとする。
- (4) 新規雇用者が離職した場合は、離職日が属する月以降を交付対象期間から除くものとする。
- (5) 新規雇用者の勤務時間が所属する林業団体の就労規則等で定める勤務すべき時間の8割を下回った月は、交付対象期間から除くものとする。
(補助金交付の申請及び申請受付期間)

第5条 補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）

は、南会津町林産業雇用促進事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 新規雇用者の雇用契約書の写し
- (2) 新規雇用者の履歴書の写し
- (3) 就労規則等の就労条件等が分かる書類の写し
- (4) 健康保険、厚生年金、雇用保険及び退職金共済制度への加入が確認できる書類の写し
- (5) 申請者の納税証明書

2 申請受付期間は、町長が別に定めるものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、次の選考順位に基づきこれを審査し、適当と認めるときは、南会津町林産業雇用促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

選考順位	選考基準
1	前年度までに補助金の交付を受け、引き続き第4条第3項の規定により交付申請する林業事業体
2	雇用開始日における新規雇用者の年齢が低い林業事業体
3	新たに雇用促進事業の支援を受ける林業事業体

(交付申請の変更等)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる事由により変更しようとするときは、速やかに南会津町林産業雇用促進事業補助金変更申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 対象となる新規雇用者が離職したとき

- (2) 林業事業体が解散又は倒産したとき
 - (3) 新規雇用者が長期間（連続したおおむね1月）勤務できないとき
- 2 町長は、前項の申請があったときはこれを審査し、その他必要な調査を実施した上でその適否を決定し、適当と認めるときは南会津町林産業雇用促進事業補助金変更決定通知書（様式第4号）を補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助対象者は、9月及び3月の末日に南会津町林産業雇用促進事業補助金実績報告書（様式第5号）に勤務確認表（様式第6号）を添付し、町長に提出しなければならない。

（補助金の請求等）

第9条 補助対象者は、前条の実績報告書に併せ、南会津町林産業雇用促進事業補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、請求のあった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消）

第10条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付要件を欠くことに至ったとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に補助金を交付する者としてふさわしくないと認めたとき。

（検査等に対する協力）

第11条 補助対象者は、この要綱による補助金の交付等に関し、町長が必要と認める検査又は調査等をしようとするときは、これに協力しなければならない。

（会計帳簿の整理等）

第12条 補助金の交付を受けた補助対象者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業等の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

分類	業種	説明
林業	育林業	将来直接利用するために保育されている山林で、その山林に対し、材木の造林・保育・保護の作業を主として行う事業所をいう。
	素材生産業	立木を購入し、伐木して主として素材のまま販売する事業所をいう。
	製薪炭業	直営による薪の製造又は木炭の製造を主として行う事業所をいう。
	特用林産物生産業（きのこ類の栽培を除く。）	特用林産物のうち、薪及び炭を除く林産物を生産する事業所をいう。
	育林サービス業	主として請負によって造林、保育及び保護を行う事業所をいう。
	素材生産サービス業	主として請負によって伐木又は伐木と運材を兼ねて行う事業所をいう。
	山林種苗生産サービス業	主として請負によって山林用苗木の育成のための事業を行う事業所をいう。
製造業	一般製材業	主として丸太（そま角、大割材などを含む。）を原料として製材機械によって板、角材等の製材を行う事業所をいう。
	木材チップ製造業	主として木材チップを製造する事業所をいう。
	木製家具製造業	主として木製家具を製造する事業所をいう。
	他に分類されない木製品製造業	他に分類されない木製品を製造する事業所、曲輪、曲物、曲木製品、種々の型物等を製造する事業所又はとう、きりゅう等の製品を製造する事業所をいう。